

「カーボンフットプリントを活用した
カーボン・オフセット」
の実施マークの表示に関する規程
Ver. 3. 0

2018年4月2日

経済産業省

「CFPを活用したカーボン・オフセット制度」に関する規程第15条第2項における実施マークの表示に関しては以下のとおりとする。

第1条 製品やサービス（以下、「製品等」という。）について、「CFPを活用したカーボン・オフセット」を実施した者が「CFPを活用したカーボン・オフセット」の実施を示すマーク（以下、「実施マーク」という。）を表示するときには、次のように表示しなければならない。ただし、印刷上の制約等から「どんぐりん」を表記することが困難な場合は「どんぐりん」を表記しないことができる。

- ① 製品にあつては当該製品を製造するまでのライフサイクル段階、サービスにあつては当該サービスの提供・利用に係るライフサイクル段階における温室効果ガス排出量を埋め合わせた場合



- ② 部分オフセットであつて、前号のライフサイクル段階に加え、他のライフサイクル段階における温室効果ガス排出量を埋め合わせた場合



- ③ 製品等に係るすべてのライフサイクル段階の温室効果ガス排出量を埋め合わせた場合
※葉っぱ3枚は表示しないことができる。



2 認証マークは、原則として、下記のとおりカラー、モノクロの2パターンのうち、どちらかを使用するものとする。

【カラーの場合】



【モノクロの場合】



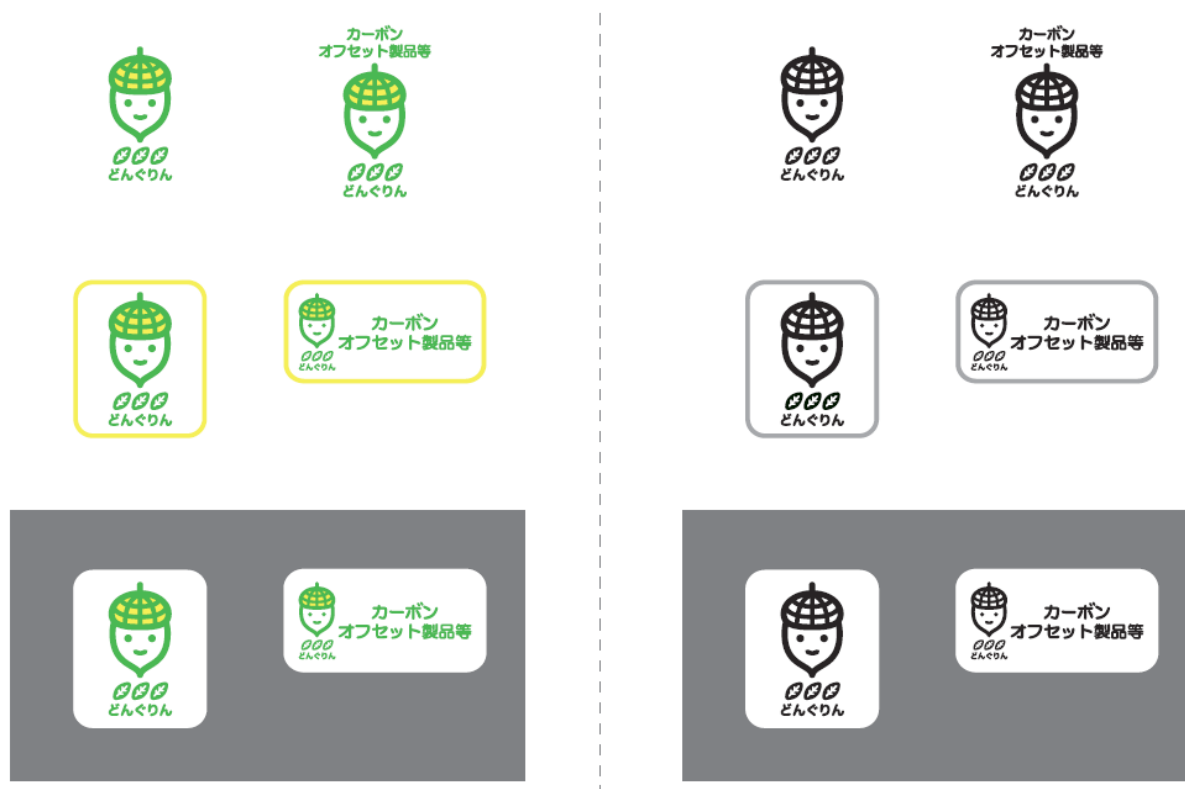
カラーのマークを使用する際には、緑色の部分は「C（シアン）70%、Y（イエロー）100%」、黄色の部分は「C（シアン）5%、Y（イエロー）85%」を使用しなければならない。ただし、印刷上の制約等から上記の色を使用することが困難な場合はこの限りではない。

また背景が白以外の場合は白ふちをつけることができる。※後述する活用例参照のこと。

第2条 「CFPを活用したカーボン・オフセット」の対象が容器包装、部材、部品などの中間製品の場合、それらを用いて製造された最終製品が「CFPを活用したカーボン・オフセット」の対象と誤解されるおそれのある方法による表示を行ってはならない。ただし、最終製品自体が「CFPを活用したカーボン・オフセット」を実施している場合を除く。

(表示例)

製品等に表示する際のマークは、貼付する製品等に応じて以下のように表示することができる。



附 則

本バージョンの施行以前に「CFPを活用したカーボン・オフセット製品等」についての認証を受けた製品等については、引き続き、認証を受けた時の「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証マークの表示に関する規程のバージョンにより認証マークを表示することができる。

(改訂履歴)

2013年9月17日 制定 (Ver. 1.0)

2014年2月28日 改訂 (Ver. 1.1)

2014年4月1日 改訂 (Ver2.0)

2018年4月2日 改訂 (Ver3.0)